

農林水産省政策評価基本計画

平成27年3月31日

農林水産省

目 次

基本理念	1
第1 計画期間	2
第2 政策評価の実施に関する方針	2
1 政策評価の実施に関する基本的な考え方	
2 政策評価の基本的な方式	
第3 政策評価の観点に関する事項	5
第4 政策効果の把握に関する事項	6
1 実績評価における政策効果の把握	
2 総合評価における政策効果の把握	
3 公共事業の事業評価における政策効果の把握	
4 研究開発の事業評価における政策効果の把握	
5 規制の事前評価における政策効果の把握	
6 租税特別措置等の事業評価における政策効果の把握	
第5 政策評価の実施体制に関する事項	8
1 実績評価	
2 総合評価	
3 公共事業の事業評価	
4 研究開発の事業評価	
5 規制の事前評価	
6 租税特別措置等の事業評価	
第6 事前評価の実施に関する事項	15
1 公共事業の事業評価	
2 研究開発の事業評価	
3 規制の事前評価	
4 租税特別措置等の事業評価	
第7 事後評価の実施に関する事項	18
1 実績評価	
2 総合評価	
3 公共事業の事業評価	
4 研究開発の事業評価	
5 租税特別措置等の事業評価	
第8 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	22
第9 政策評価の結果の政策への反映に関する事項	22
第10 インターネットの利用その他の方法による政策評価 に関する情報の公表に関する事項	23
第11 その他政策評価の実施に関し必要な事項	23
1 評価手法の改善等	
2 評価書の作成及び政策評価結果の反映状況の通知	
3 国民の意見・要望を受け付けるための窓口の整備	
4 その他の事項	

平成27年3月31日農林水産大臣決定
平成27年10月1日一部変更
平成29年6月6日一部変更

農林水産省政策評価基本計画

基本理念

国の行政機関は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）の下で、行政機関の政策について適時に効果を把握し、これを基礎として必要な評価を行い、政策の見直しや改善を図っている。

農林水産省においては、

- ① 農政分野では、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）により、その政策対象を「農業」から「食料・農業・農村」に拡大し、「食料の安定供給の確保」、「多面的機能の発揮」、「農業の持続的発展」、「農村の振興」という4つの基本理念の下に、
- ② 林政分野では、森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）により、その政策対象を木材の生産を主体としたものから森林の有する多面的機能の持続的発揮を図るための政策へと転換し、「森林の有する多面的機能の持続的発揮」、「林業の持続的かつ健全な発展と林産物の供給・利用の確保」という2つの基本理念の下に、
- ③ 水産行政分野では、水産基本法（平成13年法律第89号）により、その政策対象を「漁業」から水産加工業・水産流通業も含めた水産業全体に拡大し、「水産物の安定供給の確保」、「水産業の健全な発展」という2つの基本理念の下に、

食料・農業・農村基本計画、森林・林業基本計画及び水産基本計画を策定し、おおむね5年ごとに見直しを行っている。これまでこれらを踏まえた政策評価体系を構築した上で、具体的な政策目標を掲げ政策の効果を定期的に検証し、その評価を踏まえ政策の見直しや改善を行ってきた。

このような中、平成25年6月には、「経済財政運営と改革の基本方針について」が閣議決定され、政策評価は、政策の効果と質を高めるための政策インフラであるとされ、実効性ある企画(Plan)－実施(Do)－評価(Check)－改善(Action)（以下「PDCA」という。）サイクルを確立し、行政サービスのコスト削減・質の向上を図ることとされた。

他方、農林水産行政については、平成25年12月に「強い農林水産業」及び「美しく活力ある農山漁村」を創り上げるため、需要フロンティアの拡大、需要と供給をつなぐバリューチェーンの構築、多面的機能の維持・発揮、生産現場の強化を4つの柱とする「農林水

産業・地域の活力創造プラン」が農林水産業・地域の活力創造本部において策定された。その後、政府の規制改革会議及び日本経済再生本部の下、開催された産業競争力会議における検討の結果を踏まえ、平成26年6月に、農林水産業・地域の活力創造本部は同プランの改訂を行った。平成27年3月には、同プランにおいて示された基本的方向を踏まえた新たな「食料・農業・農村基本計画」を農林水産省において策定したところである。

このような状況の下、政府全体では、政策に対し成果目標（アウトカム）を設定し、達成状況を把握して国民に成果を具体的に示し、その際には評価について情報公開を推進することが求められており、政策評価の円滑かつ効率的な実施のための標準的な指針として「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承。以下「目標管理型ガイドライン」という。）等が示されている。

また、農林水産省においては、これに加え、「食料・農業・農村基本計画」等に基づき国民視点に立った成果目標（アウトカム）の設定を今まで以上に充実させ、かつ、国民に対して農林水産行政の成果や改善点・問題点などをより分かりやすく示し、政策の効率的・効果的な見直しに評価結果を十分活用していくことが必要である。

この基本計画は、政策評価法第6条の規定により、政策評価に関する基本方針（平成17年12月16日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、農林水産省が行う政策評価（以下「農林水産省政策評価」という。）の目的、実施に当たっての基本的考え方、実施体制、政策への反映、情報の公開などの基本的事項について定めるものである。

第1 計画期間

平成27年度から平成31年度までの5年間とする。

第2 政策評価の実施に関する方針

1 政策評価の実施に関する基本的な考え方

農林水産省政策評価は、国民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）の徹底、国民本位の効率的で質の高い行政の実現及び国民的視点に立った成果重視の行政への転換を図ることを目的として実施するものとする。

すなわち、国民に対する行政の説明責任の徹底を図るためには、政策評価の結果の公表を通じて、国民に対して農林水産省の使命、政策の目標、政策の具体的内容や成果を明らかにし、農林水産行政の透明性を高める必要がある。

また、国民本位の効率的で質の高い行政の実現を図るためには、政策評価をPDCAを主要な要素とする政策のマネジメント・サイクルの中に組み込むことを通じて、農林水産政策の不断の見直しや改善につなげるとともに、行政サービスのユーザーとしての

国民が求める質の高い行政サービスを必要最小限の費用で提供できる効率的かつ効果的な政策運営を推進する必要がある。

さらに、国民的視点に立った成果重視の行政への転換を図るためには、政策評価を通じて、全ての農林水産省の職員が、その使命、政策目標等を再認識した上で、政策の企画立案及び実施に当たって、常に国民に対して行政サービスを提供した結果として実際にどのような成果がもたらされたかという観点からの行政運営を推進する必要がある。

このような政策評価の取組の中で、農林水産政策の在り方について国民から幅広く意見を聴取し、国民の声を農林水産政策の企画立案に活用していくことにより、ひいては国民本位の農林水産行政の信頼性の確立を図るよう努めるものとする。

なお、農林水産省としては、基本方針を踏まえ、政策評価の重点化・効率化を図りつつ、その着実な実施を図るとともに、評価手法の改良・開発等に努めるなど、政策評価に積極的に取り組むものとする。また、「行政事業レビュー」とも密接な連携・補完を図り、これらと適切な役割分担の下で実施することにより、それぞれの機能を十分に発揮させていくこととする。

食料・農業・農村基本計画等のほか、農林水産省が策定する公共事業関係計画についても、計画の達成によって、国民にどのような成果がもたらされるのか（アウトカム）に基づいた目標の設定を基本とし、その評価に積極的に取り組むものとする。

2 政策評価の基本的な方式

(1) 農林水産省政策評価の評価方式は、次の3つを基本とする。

① 実績評価

農林水産省が行う行政分野全般について政策評価体系を明らかにした上で、重点政策分野ごとにあらかじめ目標を設定し、定期的にその目標に対する実績を測定するとともに目標の達成度合いについて評価するもの。

② 総合評価

様々な角度から掘り下げた検討が必要な課題について、「政策」や「施策」と捉えられる行政活動のまとまりを対象に、重要課題に対応して選択的かつ重点的に評価するもの。

③ 事業評価

公共事業、研究開発など個々の事業についてその効率性や事業実施過程の透明性の一層の向上を図る観点から、個々の事業ごとに事前、期中、完了後・終了時に評価・検証するもの（以下「公共事業及び研究開発の事業評価」という。）。
規制の新設又は改廃に係る政策について、規制の質の向上や国民への説明責任を果たすことに資する観点から、事前に評価するもの（以下「規制の事前評価」とい

う。)

国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。以下「租税特別措置等」という。）に係る政策について、租税特別措置等の透明化及び適宜適切な見直しを図る観点から、事前、事後に評価するもの（以下「租税特別措置等の事業評価」という。)

(注1)各評価方式と政策評価法における「事前評価」及び「事後評価」の区分との対応関係は以下のとおり。

実績評価:事後評価

総合評価:事後評価(総合評価は、課題によっては、事前評価、事後評価の性格を併せ持ち得るが、この基本計画上は、便宜的に事後評価とする。)

事業評価:評価時点により事前評価、事後評価のいずれか(基本方針において、「事業評価方式」は事前評価に限定されているが、当省の公共事業、研究開発及び租税特別措置等の事業評価においてはこれを拡大適用し、期中、完了後・終了時、事後についても適用することとする。)

(注2)各方式による評価の実施に当たっては、政策評価の対象とする政策がどのような目的の下にどのような手段を用いるものかという対応関係を明らかにした上で行うものとし、その詳細は、「農林水産省政策評価実施計画」(以下「実施計画」という。)を定める際に併せて示すものとする。

(2) 実績評価については、継続的に施策の効果を測定・評価し、評価結果を速やかに政策の企画立案に反映させることができるとともに、目標と実績の全体像が国民に分かりやすく示されることにより、外部からのチェックが適切に働くことが期待される。農林水産政策は、国民生活全般との関わりが深く、国民に対する説明責任と施策の有効性が強く要請されている。農林水産省としては当省が行う行政分野全般について政策評価体系を明らかにした上で、重点政策分野ごとに、実績評価を行うものとする。

また、評価を効率的かつ柔軟に実施するため、あらかじめ設定した目標の達成度合いに関して毎年度実績の測定を行う一方、総括的な評価については、業務量・緊急性等を勘案しつつ一定期間経過後に行う。

(3) 総合評価については、特定の課題を設定し、様々な角度から掘り下げて総合的に評価を行うものである。農林水産省においては、従来からこのような施策の総合的な評価の取組として食料需給表などの統計分析のほか、制度改正時などにおける分析等を行っている。今後、政策評価として評価手法の開発等を行いつつ、適切なタイミングで総合的な評価の実施に取り組むこととする。

(4) 事業評価のうち公共事業及び研究開発の事業評価については、個々の事業の採否の決定や見直し等に資するものであり、農林水産省においては、従来から公共事業及び研究開発の分野で実施しているところである。これら公共事業等については、特に事

業の効率性や事業実施過程の透明性の一層の向上が求められていることから、評価対象の重点化を図りつつ評価手法の改善を図るなど、その取組を推進するものとする。

規制の事前評価については、規制（行政目的のために国民の権利や自由を制限し、又は国民に義務を課すもの）の新設又は改廃によって発生する効果や負担を予測し評価を行うものである。農林水産省においては従来から法律又は政令の改正に伴う規制の新設又は改廃について事前評価を実施しており、規制の質を向上させることや国民への説明責任を果たすことに資するよう、その取組を推進するものとする。

租税特別措置等の事業評価については、租税特別措置等の透明化及びその適宜適切な見直しに資するものであり、国民や利害関係者等との議論の共通の土台として用いられ、農林水産省内における検討作業や政府における税制改正作業において有効に用いられるよう農林水産省においても積極的に取り組むものとする。

第3 政策評価の観点に関する事項

農林水産省政策評価においては、必要性、効率性又は有効性の観点を中心に、必要に応じて公平性又は優先性の観点から評価を行うことを基本として、政策の特性、評価方式等に応じて適切な観点を選択する。なお、第2で述べた各評価方式について、おおむね、以下の観点を基本に評価を行う。

① 実績評価

実績評価においては、あらかじめ設定した政策効果に着目した達成すべき目標の達成度合いを定期的に測定するものであることから、必要性、有効性の観点からの評価を中心に行うとともに、有効な改善方向の提示に資する観点から十分な要因分析を行う。政策分野の特性等に応じて、効率性等の観点からの評価も行う。

② 総合評価

総合評価においては、重要課題について様々な角度から掘り下げて分析するものであり、評価の目的が課題ごとに異なることから、課題の特性に応じ、必要性、有効性、効率性、公平性、優先性の観点を適宜、取捨選択することにより評価を行う。

③ 事業評価

事業評価については、政策の目的が国民や社会のニーズ又は上位の目的に照らして妥当か、行政関与の在り方から見て行政が担う必要があるか、政策の実施により費用に見合った政策効果が得られるか、目標に対する達成見込みは十分か、他の政策より優先して実施されるべきか、費用負担が公平かなど、必要性、効率性、有効性、優先性、公平性の観点を中心に評価を行う。

第4 政策効果の把握に関する事項

政策効果の把握に当たっては、その定量的な把握を基本とし、簡易な手法を含め、多様な手法の活用に取り組む。定量的に政策効果を把握する手法が開発されていない場合には、政策効果を定性的に把握する手法を用いることとし、可能な限り客観的な情報・データや事実を用い、その客観的かつ厳格な実施の確保を図る。なお、政策効果の把握に関する手法は、未だ十分確立されていないことにかんがみ、試行錯誤をおそれず実施するとともに、常に改善に努める。

また、評価の過程で使用した情報・データ等については、国民からの検証可能性を確保するため、適切に保存するとともに、その概要又はその所在に関する情報を明らかにする。

なお、補助事業等事業実施主体が国でない政策については、国が評価を行うに当たり、政策効果の把握について事業実施主体等の協力を得る必要がある。その場合、必要な情報・データ等の収集・報告の方法等を一連の事業実施手続に組み込むなど、効率的・効果的な政策効果の把握に努めるとともに、関係者の理解が得られる範囲内で適切な効果の把握に努めるものとする。

1 実績評価における政策効果の把握

実績評価においては、以下の点に留意しながら政策効果の把握を行う。

- (1) 食料・農業・農村基本法、森林・林業基本法、水産基本法に基づく基本計画その他農林水産行政の基本となる計画等の進捗状況を見ることを旨とする。すなわち、政策評価体系を明らかにした政策分野を設定することとし、基本法、基本計画等に基づいて、政策分野の目指すべき姿と目標を設定し、それらの目標に照らした政策効果の把握を行うことを基本とする。
- (2) 政策の結果として国民にどのような成果がもたらされたか（アウトカム）に基づいた定量的な目標の設定を基本とする。

しかしながら、政策によっては、

 - ① そもそも定量的な目標になじまないもの
 - ② 上位目標であるアウトカムを達成するために、中間的な目標が存在するものやアウトカムの把握に時間を要するもの
 - ③ 定量的なアウトカムの目標は存在するものの外部要因による影響が大きく、その目標では当該分野の政策の有効性等を評価するのに適当と考えられないものがある。このため、政策の特性に照らして最も適切かつ効果的な評価を行うために必要不可欠な場合には、定性的な目標設定、アウトカム目標を補完する目標設定、政策の実施によりどれだけのサービス等を提供したか（アウトプット）に着目した目標設定等を行うことができる。
- (3) 施政方針演説等で示された内閣としての重要政策のうち当省関係の政策で数値目標など達成目標が掲げられた政策については、当該政策と実績評価における政策分野や

目標等との関係を適切に示すとともに、その手段を提示し、進捗状況の把握及び必要な分析を行うことに留意する。

- (4) 政策効果の把握に当たっては、要因分析を十分に行うため、目標値以外の関連情報の収集にも努める。

2 総合評価における政策効果の把握

総合評価については、課題ごとに評価の目的や評価の対象とする政策の特性が異なることから、定量的・客観的な効果の把握を基本としつつ、個々の課題の特性に照らし、適切な手法により効果の把握を行うものとする。

3 公共事業の事業評価における政策効果の把握

公共事業の事業評価については、以下の点に留意しながら政策効果の把握を行う。

- (1) 事前の評価については、事業採択の適正な実施に資する観点から、事業の採択前の段階において、費用対効果分析その他の手法により政策効果を定量的に測定・把握することを原則とする。
- (2) 期中の評価については、事業継続等の方針の決定に資する観点から、社会経済情勢の変化、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等について点検し、改めて、費用対効果分析その他の手法により政策効果を定量的に測定・把握することを原則とする。
- (3) 完了後の評価については、対象事業等について必要な措置を講ずるとともに、事業の在り方の検討、事業評価手法の改善等を行う観点から、政策効果の発現状況、事業実施による環境の変化、社会経済情勢の変化、費用対効果分析の基礎となった要因の変化等について点検し、改めて、費用対効果分析その他の手法により政策効果を定量的に測定・把握することを原則とする。

4 研究開発の事業評価における政策効果の把握

研究開発の事業評価については、以下の点に留意しながら政策効果の把握を行う。

- (1) 事前の評価については、研究開発課題決定の適正な実施に資する観点から、研究開発課題決定前の段階において、研究の科学的な意義、社会的・経済的な効果、目標設定、研究計画、実施体制等の妥当性について把握する。その際、費用対効果分析その他の定量的な手法により効果の把握が不可能な場合にあつては、定性的に把握する手法を用いる。

(2) 期中の評価については、研究開発課題の継続等の方針の決定に資する観点から、研究の成果の発現状況、社会経済情勢の変化、関連分野の研究開発状況等について点検し、効果を把握する。その際、費用対効果分析その他の定量的な手法により効果の把握が不可能な場合にあっては、定性的に把握する手法を用いる。

(3) 終了時の評価については、研究成果を総括し、成果の活用・普及に資することに加え、研究開発の在り方の検討、研究開発の評価手法の改善等を行う観点から、研究の成果、効率性、成果の普及・波及性等について点検し、研究効果を把握する。その際、費用対効果分析その他の定量的な手法により効果の把握が不可能な場合にあっては、定性的に把握する手法を用いる。

5 規制の事前評価における政策効果の把握

規制の事前評価については、規制の新設又は改廃の可否、規制の具体的内容やその程度についての検討に資する観点から、規制の新設又は改廃前の段階において、規制の目的、内容、必要性等について把握する。その際、費用及び便益の分析については定量的な把握を行うことを原則とするが、定量的な把握が不可能な場合にあっては、定性的に把握する手法を用いる。

6 租税特別措置等の事業評価における政策効果の把握

租税特別措置等の事業評価については、以下の点に留意しながら政策効果の把握を行う。

(1) 事前の評価については、租税特別措置等の新設、拡充又は延長の適正な判断に資する観点から、租税特別措置等の適用数や減収額等を予測・把握するとともに、税収減を是認するような効果をできる限り定量的に把握する。

(2) 事後の評価については、既存の租税特別措置等の適宜適切な見直しに資する観点から、租税特別措置等の適用数や減収額等を把握するとともに、税収減を是認するような効果をできる限り定量的に把握する。

第5 政策評価の実施体制に関する事項

政策評価の実施に当たっては、農林水産大臣、副大臣、大臣政務官の指示の下、大臣官房政策評価審議官が農林水産省政策評価を総括整理し、大臣官房広報評価課（以下「広報評価課」という。）は、政策評価総括組織としてその事務をつかさどるものとする。

また、各局庁の政策評価担当課は、各局庁の政策評価に関する事務の総合調整を行うものとする。

政策評価組織

政策評価総括組織	
大臣官房	広報評価課
各局庁の政策評価担当課	
大臣官房 (国際部) (統計部) 消費・安全局 食料産業局 生産局 経営局 農村振興局 政策統括官 農林水産技術会議事務局 林野庁 水産庁	政策課（命を受けて農林水産省組織令第18条第2号から第5号までに規定する事務を掌理する者及び命を受けて当該者の指揮監督を受けて事務を行う者により構成される業務上の体制、命を受けて農林水産省組織令第18条第6号及び第7号に規定する事務を掌理する者及び命を受けて当該者の指揮監督を受けて事務を行う者により構成される業務上の体制がある場合にあっては、これらの体制） 国際政策課 統計企画管理官 総務課 企画課 総務課 総務課 農村計画課 政策統括官付総務・経営安定対策参事官 研究企画課 企画課 企画課

1 実績評価

(1) 評価実施主体

実績評価は、広報評価課の総括の下、政策分野を主管する課（以下「政策分野主管課」という。）が実施する。

(2) 目標及び政策手段の設定

ア 広報評価課は、農政、林政及び水産行政に係る主要施策の全てを政策分野に分類し、各局庁の政策評価担当課と調整の上、政策分野を定める。

イ 政策分野主管課は、当該政策分野に係る課と調整の上、事前分析表を作成し、当該政策分野主管課が属する局庁の政策評価担当課に提出する。事前分析表の様式は、各府省統一的な標準様式を基本とし、広報評価課長が定める。事前分析表においては、食料・農業・農村基本計画等の上位計画に則し、政策分野の目指すべき姿、

目指すべき姿に則した目標、目標を実現するために講じられる予算事業や法制度等の政策手段等を明らかにする。なお、目標の設定に当たっては、定量的なアウトカム目標の設定を基本とするが、必要がある場合は、定性的な目標、主たる目標を補完する目標、アウトプットに着目した目標設定等を行うことができる。

ウ 政策分野主管課が属する局庁の政策評価担当課は、イにより提出された事前分析表について、次の観点から審査し、広報評価課に提出するものとする。

- ① 設定された目標及び目標値が政策分野の目指すべき姿に照らして妥当か
- ② 政策手段について、目標と政策手段との関係が適切か、関係する政策分野相互の整合性がとれているか等

エ 広報評価課は、ウにより提出された事前分析表について、次の観点から審査する。

- ① 食料・農業・農村基本計画等、農林水産行政の上位計画に則しているか
- ② 国民生活、社会経済、農林水産業等又は農山漁村に対する成果（アウトカム）を具体的に表しているか
- ③ 国民に分かりやすいものとなっているか
- ④ 農林水産省における政策分野相互の整合性がとれているか等

オ 広報評価課は、必要に応じ、パブリックコメントに付した上で、エにより審査した事前分析表を農林水産省として取りまとめ、決定・公表する。

(3) 評価の実施

ア 毎年度の評価スケジュールについては、政策効果の把握の時期を考慮して広報評価課が定める。

イ 政策分野主管課は、各局庁の政策評価担当課と調整の上、政策分野ごとの目標達成度合い及びその判断根拠、指標ごとの目標値に対する実績値及び達成度合い、このような達成度合いになった要因の分析、改善・見直しの方向等を記入した評価書を作成し、その実績値を算出するための統計数値及び推計の前提条件等を添えて、当該政策分野主管課が属する局庁の政策評価担当課に提出する。評価書の様式は、各府省統一的な標準様式を基本とし、広報評価課長が定める。

ウ 政策分野主管課が属する局庁の政策評価担当課は、イにより提出された評価書について、実績値の把握方法が妥当かどうか、目標に対する政策手段の有効性等要因の分析が妥当かどうか、コメントの内容が妥当かどうか等を審査する。

エ 政策分野主管課が属する局庁の政策評価担当課は、評価書に評価の際に使用した統計数値及び推計の前提条件等を添えて、広報評価課に提出する。

オ 広報評価課は、エにより提出された評価書について、客観性が確保されているか、評価結果が妥当かどうか等を審査する。

カ 評価の実施に当たっては、有効な改善方向の提示に資するよう十分な要因分析を行うこととする。

- ① 定量的な目標については、次の表に定めるところにより、目標に対する達成度合いの判定を行うこととし、達成度合いを定量的に判定できる場合はⅠ、定量的に判定できない場合はⅡでランク分けする。

なお、判定した指標の評価方法については、実施計画において示すこととする。

	I. 達成度合いを定量的に判定する場合		II. 達成度合いを定性的に判定する場合	
	ランク	判定基準	ランク	判定基準
達成度合い	A'	目標値に対する達成度合いが150%を超える		
	A	目標値に対する達成度合いが90%以上150%以下	A（おおむね有効）	個別の目標ごとに設定
	B	目標値に対する達成度合いが50%以上90%未満	B（有効性の向上が必要である）	個別の目標ごとに設定
	C	目標値に対する達成度合いが50%未満	C（有効性に問題がある）	個別の目標ごとに設定

（注1）初年度から目標年度までの間に実施する実績評価に当たっての達成度合いは、当該年度における目標値を算出設定した上で、当該年度の目標値から基準値（達成度合いを測るに当たっての起点となる値）やすう勢値を差し引いた値と、当該年度の実績値から基準値やすう勢値を差し引いた値との差を比較することを基本とする。

（注2）達成度合いを定性的に判定する場合の判定基準は、事前分析表において個別の目標ごとに設定する。

② 定性的な目標についても、客観的な透明性のある評価を行うよう、あらかじめ目標の達成度合いを判定する基準や、参照すべき統計等のデータ等を明らかにして行うものとする。

キ 政策分野ごとの目標に対する達成度合いの判定については、「目標管理型ガイドライン」を基本とし、広報評価課長が定める。

ク 広報評価課は、必要に応じ、パブリックコメントに付した上で、評価書に当該年度の実績評価の概要を付し、農林水産省としての評価結果決定手続を経た上で公表する。

2 総合評価

(1) 評価実施主体

総合評価は、広報評価課の総括の下、課題に応じて適切な実施体制を整備して行う。

(2) 実施の考え方

総合評価については、主として次に掲げる課題について、実施する。

- ① 社会経済情勢の変化により改善・見直しが必要とされるもの
- ② 国民からの評価に対するニーズが高く、緊急に取り上げて実施することが要請されるもの
- ③ 社会経済や国民生活に与える影響が大きいもので開始から一定期間が経過したもの
- ④ 従来の方針・施策を見直して、新たな政策展開を図ろうとするもの
- ⑤ 評価を実施してから長期間が経過したもの
- ⑥ 政策評価体系上の重点政策分野のうち、政策効果の発現に一定の期間を要するもの又は複数の政策分野にまたがるもの

(3) 評価の実施

ア 毎年度に総合評価を実施する課題は、実施計画において示す。

イ 各課題の総合評価を担当する部局は、課題の内容に応じて適切な実施体制を整備することとし、広報評価課と連携しつつ、関係部局と協力して総合評価を実施する。実施に複数年を要する課題にあつては、評価に必要なデータの集計等評価の進捗状況を踏まえつつ、年度ごとの成果を示すことを原則とする。なお、総合評価は手法として未確立であることから、総合評価の実施と並行して、必要に応じ評価手法の開発を行う。その他総合評価の実施に関しては、別に定めるところによる。

3 公共事業の事業評価

(1) 評価実施主体

公共事業の事業評価は、広報評価課の総括の下、各事業ごとに事業を主管する課（以下「事業主管課」という。）が各事業の評価を総括する。

(2) 評価の実施単位

事業評価は、事業の実施地区（事前評価にあつては、実施予定地区。以下同じ。）ごとに行う。ただし、当該事業が他の事業と一体的効果又は相乗効果を発揮する場合で、それぞれの効果を分離することが妥当性を欠くと認められる場合は、それら効果等について当該他の事業と一体的に評価する。

(3) 評価手順の設定

ア 事業主管課は、事業評価に係る要領等を定め、以下の事項と合わせ、毎年度、各局庁の政策評価担当課に提出する。

- ① 事業の評価実施主体（例：当該主管課、地方農政局）

② 当該事業の評価に係る主要な予定及び前年実績

③ 当該年度に事業評価を行う実施地区名等

ただし、事業実施要領等の一部として評価に関する規定を置いている場合は、当該事業実施要領を提出する。

イ 各局庁の政策評価担当課は、事業評価に関する作業予定についてあらかじめ調整を行い、要領等を広報評価課に提出する。広報評価課は、政策評価法との整合を図るほか、農林水産省全体としての事業評価の水準を確保し、客観性・統一性を担保する観点から要領等について審査を行うとともに、当該年度の評価に関する作業予定について調整を行う。

(4) 評価の実施

ア 事業主管課は、評価結果案を取りまとめ、各局庁の政策評価担当課を通じて、広報評価課に提出する。広報評価課は、政策評価法との整合性、農林水産省全体としての事業評価の水準を確保し、客観性・統一性を確保する観点から審査を行う。

イ 事業主管課は、広報評価課の審査を経た後、農林水産省としての評価結果決定手続を経た上で公表する。なお、公表の時期は、別紙1に定めるとおりとする。

4 研究開発の事業評価

(1) 評価実施主体

研究開発の事業評価は、農林水産技術会議が行う。その際、広報評価課は、政策評価に関する事務を総括し、農林水産技術会議事務局は研究開発の事業評価の庶務を処理する。

(2) 評価手順の設定

ア 農林水産技術会議は、事業評価に係る要領等を定め、農林水産技術会議事務局は、当該要領等を以下の事項と併せ、毎年度、広報評価課に提出する。

① 評価対象研究開発の主管課

② 研究開発の評価に係る主要な予定及び前年実績

③ 当該年度に評価を行う評価対象研究開発

ただし、事業実施要領等の一部として評価に関する規定を置いている場合は、当該事業実施要領を提出する。

イ 広報評価課は、政策評価法との整合を図るほか、農林水産省全体としての事業評価の水準を確保し、客観性・統一性を担保する観点から評価に係る要領について審査を行うとともに、当該年度の評価に関する作業予定について調整を行う。

(3) 評価の実施

ア 農林水産技術会議事務局は、評価結果案を取りまとめ、広報評価課に提出する。広報評価課は、政策評価法との整合性、農林水産省全体としての事業評価の水準を

確保し、客観性・統一性を確保する観点から審査を行う。

イ 農林水産技術会議事務局は、広報評価課の審査を経た後、農林水産省として評価結果の決定手続を経た上で公表する。なお、公表の時期は、別紙1に定めるとおりとする。

5 規制の事前評価

(1) 評価実施主体

規制の事前評価は、新設又は改廃する規制の内容ごとに該当する法律又は政令を所管する課（以下「法令所管課」という。）が評価を行う。その際、広報評価課は、大臣官房文書課（以下「文書課」という。）と連携しつつ、評価に関する事務を総括する。

(2) 評価の実施単位

事前評価は、新設又は改廃する規制の内容ごとに行う。なお、当該政策が、政策評価法上の事前評価を義務付けられる規制に該当するか否かについては、法令所管課が判断するものとする。

(3) 評価の実施

ア 法令所管課は、評価書案を作成し、各局庁の政策評価担当課を通じて、広報評価課に提出する。広報評価課は、政策評価法との整合性及び評価の客観性を確保する観点から審査を行った上で文書課に回送し、文書課は、規制の新設・改廃の法令上の妥当性を確保する観点から審査を行う。

イ 法令所管課は、文書課及び広報評価課の審査を経た後、農林水産省としての評価結果決定手続を経た上で公表する。なお、公表の時期は、法律案については閣議決定まで、政令案については行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく意見公募手続（以下「意見公募手続」という。）（意見公募手続適用除外のものについては閣議決定）までとする。ただし、緊急事態への対処等の事由による法令改正の場合は、この限りでない。

6 租税特別措置等の事業評価

(1) 評価実施主体

租税特別措置等の事業評価は、租税特別措置等を所管する課（以下「租税特別措置等所管課」という。）が実施する。その際、広報評価課は、経営局総務課と連携しつつ、評価に関する事務を総括する。

(2) 評価の実施単位

事前評価は、原則として税制改正要望を行う租税特別措置等ごととし、事後評価は、事前評価の単位を踏まえ、適切な単位により実施する。

(3) 評価手順の設定

広報評価課は、毎年度、当該年度の評価対象、評価スケジュール等について、経営局総務課と調整の上、定める。

(4) 評価の実施

ア 租税特別措置等所管課は、評価結果案を取りまとめ、各局庁の政策評価担当課を通じて、広報評価課に提出する。

イ 広報評価課は、政策評価法との整合性、農林水産省全体としての事業評価の水準を確保し、客観性・統一性を担保する観点から審査を行う。

ウ 広報評価課は、農林水産省としての評価結果の決定手続を経た上で公表する。なお、公表の時期は、税制改正要望を財務省又は総務省へ提出する時とする。

第6 事前評価の実施に関する事項

農林水産省では、事前評価として、公共事業の事業評価、研究開発の事業評価、規制の事前評価及び租税特別措置等の事業評価を実施する。

1 公共事業の事業評価

(1) 評価の対象

政策評価法第9条及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号。以下「施行令」という。）第3条により評価を義務付けられた個々の公共事業として、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業のうち、総事業費10億円以上の事業を対象とする。

なお、交付金に係る事業については、政策評価法第9条により評価を義務付けられた個々の公共事業に当たらないため、事後評価を含めた公共事業の事業評価の対象としない。

(2) 実施時期

新たに事業を採択する時までに評価を実施する。ただし、個別の地区について予算の概算要求を行う事業については、概算要求書を財務省へ提出する時までに評価を実施する。

(3) 取組方針

ア 以下の事項等につき、事業の特性を踏まえ、適切に実施することとする。

- ① 事業の必要性
- ② 事業の効率性（費用対効果）

- ③ 事業の有効性
 - ④ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向
- イ 費用対効果分析その他の手法により、事業効果を定量的に測定・把握するに当たっては、特に以下の事項に留意し、事業の特性を踏まえ、適切に実施することとする。
なお、このことについては、公共事業の事後評価においても適用する。
- ① 費用対効果分析の結果は、計測された効果と費用の比をもって表示する。
 - ② 効果は、可能な限り貨幣化する。
 - ③ 効果の算定に当たっては、一般に公表されている統計データ等、客観的なデータを使用し、同一の効果についての重複計測は、排除する。
 - ④ 費用及び効果の発生時期の相違を踏まえた現在価値化を行う。
 - ⑤ 評価の対象期間は、事業の整備対象施設の耐用年数、効果の発現期間等を考慮して設定する。
- ウ 事後の段階で類似事業の評価手法の共通化を図るなど、事前評価の妥当性を検証し、その知見を以後の事前評価にフィードバックする。なお、評価手法の改善に当たっては、第8で定める技術検討会等を活用する。

2 研究開発の事業評価

(1) 評価の対象

政策評価法第9条及び施行令第3条により評価を義務付けられた個々の研究開発として、独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究及び国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発のうち、総事業費10億円以上の研究開発課題を対象とする。

また、産学官の連携、競争的環境の整備等、効率的かつ効果的に研究を推進するための研究制度（以下「研究制度」という。）も対象とする。

(2) 実施時期

原則として、新たに研究開発課題を採択する時までには評価を実施する。ただし、個別に予算の概算要求を行う研究開発課題及び研究制度については、概算要求書を財務省へ提出する時までには評価を実施する。

(3) 取組方針

以下の事項等につき、プロジェクト研究等の特性を踏まえ、適切に実施することとする。

- ① 研究の科学的な意義、社会的・経済的な効果
- ② 投入される研究資源の妥当性
- ③ 研究計画・実施体制の妥当性
- ④ 目標の妥当性・達成可能性
- ⑤ 研究計画の達成可能性

⑥ 成果の取扱い

3 規制の事前評価

(1) 評価の対象

政策評価法第9条及び施行令第3条により評価を義務付けられた規制の新設又は改廃に係る政策を対象とする。

(2) 実施時期

原則として、規制の新設又は改廃が法律による場合には、法律案の閣議決定の1か月前までに、政令による場合には、意見公募手続（意見公募手続の適用除外のものについては閣議決定又は制定）の2週間前までに評価を実施する。ただし、緊急事態への対処等の事由がある場合には、この限りでない。

(3) 取組方針

規制の事前評価の実施に関するガイドライン（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承）を踏まえ、以下の点に留意しつつ費用と便益を可能な限り定量化又は金銭価値化して分析することとする。ただし、定量化又は金銭価値化ができない場合は、定性的に分かりやすく説明することとする。

- ① 規制の目的、内容及び必要性
- ② 費用及び便益の各要素
- ③ 費用と便益の関係の分析
- ④ 代替案との比較
- ⑤ 有識者の見解
- ⑥ レビューを行う時期又は条件

4 租税特別措置等の事業評価

(1) 評価の対象

租税特別措置等に係る政策のうち、政策評価法第9条及び施行令第3条により評価を義務付けられた法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策並びに基本方針I 4キにより評価を行うよう努めるとされたその他の税目関係の租税特別措置等に係る政策を対象とする。

(2) 実施時期

租税特別措置等の新設、拡充又は延長に係る税制改正要望を行う際に評価を実施する。

(3) 取組方針

租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン（平成22年5月28日政

策評価各府省連絡会議了承)を踏まえ、以下の事項等に留意しつつ分析することとする。

- ① 租税特別措置等の目的、内容及び必要性
- ② 適用数、減収額
- ③ 減収額を是認するような効果
- ④ 補助金等の政策手段と比しての相当性

第7 事後評価の実施に関する事項

農林水産省は、事後評価として、実績評価、総合評価並びに公共事業の事業評価、研究開発の事業評価及び租税特別措置等の事業評価を実施する。

また、社会資本整備重点計画法第4条第3項第2号の規定によりその概要が同法第2条第1項の社会資本整備重点計画に定められた社会資本整備事業についても、実績評価を実施する。

なお、社会情勢の変化や外部からの要請により政策評価の実施が必要となったものは、政策評価法第7条第2項第3号に区分される評価として、総合評価に準じて、適切に実施する。

1 実績評価

(1) 評価の対象

実績評価の対象は、農政、林政及び水産行政に係る主要施策の全てを政策分野に分類することを基本とし、政策分野の名称は、実施計画において示すこととする。

(2) 取組方針

ア 農林水産省の使命、政策目標が、食料・農業・農村基本法、森林・林業基本法、水産基本法及びこれらに基づく基本計画により与えられていることにかんがみ、これら基本法・基本計画の進捗状況を見ることを旨とし、これらに基づいた目標の設定等を行う。

イ 施策の結果として国民にどのような成果がもたらされたか（アウトカム）に基づいた政策評価を行うことを旨とする。

ウ 全政策分野について、PDCAのサイクルを全省的に徹底することとし、評価結果を翌年度の政策立案に反映させる。

エ 職員の意識改革をより有効に図るため、自己評価を基本とし、第三者等の意見を聴くことにより客観性の確保等を図る。また、資料等の公開を積極的に行うことにより、透明性を確保する。

オ 評価結果については、単に数値の高低のみに拘泥することなく、より有効な改善方向の提示に資する観点から十分な要因分析を行う。また、評価結果を踏まえ、個々の政策手段に対する検証を行い、その結果を行政事業レビューシートに反映させるなど、行政事業レビューとの連携を図る。

カ 評価手法等については、十分確立されていないことにかんがみ、試行錯誤をおそれず実施するとともに、常に改善に努める。

2 総合評価

総合評価の対象となる課題は、実施計画において示すこととする。

3 公共事業の事業評価

事後評価として、期中の評価及び完了後の評価を実施する。

(1) 期中の評価

ア 評価の対象及び実施時期

原則として、政策評価法第7条第2項第2号及び施行令第2条により評価を義務付けられた、未着手の事業及び未了の事業で、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業を対象とし、以下の時期に実施する。ただし、自然災害等の発生、社会経済情勢の変化、事業の変更計画の検討等により必要と認められるときは、適切な時期に評価を実施するものとする。

- ① 未着手の事業にあつては、事業採択から未着手のまま5年を経過した時点
- ② 未了の事業にあつては、事業採択から未了のまま10年を経過した時点
- ③ 対象となる事業が10年を超えて継続する場合、直近に期中の評価を実施した年度から起算して5年ごと

イ 取組方針

事前評価の結果、事業の実施過程を踏まえ、以下の評価項目について点検し、事業実施の妥当性について、総合的かつ客観的に評価し、事業の継続、縮小その他の変更、休止又は中止の方針を決定する。

- ① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化
- ② 農林水産業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化
- ③ 事業の進捗状況
- ④ 関連事業の進捗状況
- ⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向
- ⑥ 事業コスト縮減等の可能性
- ⑦ 代替案の実現可能性(上記の検討の結果、問題があると認められる場合に限る。)

(2) 完了後の評価

ア 評価の対象

原則として、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業のうち、総事業費10億円以上の事業を対象とする。ただし、完了後の評価が政策評価法により義務付けられていないことから、補助事業については、事業実施主体の協力が得られる範囲内で実施する。

イ 実施時期

事業完了後一定期間（おおむね5年）経過後に実施する。ただし、自然災害の発生、社会経済情勢の変化等により必要と認められる場合は、適切な時期に評価を実施するものとする。

ウ 取組方針

事前評価及び期中の評価の結果、事業の実施過程等を踏まえ、以下の評価項目について点検し、事業実施のもたらす効果について、総合的かつ客観的に評価する。

- ① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化
- ② 事業効果の発現状況
- ③ 事業により整備された施設の管理状況
- ④ 事業実施による環境の変化
- ⑤ 社会経済情勢の変化
- ⑥ 今後の課題等

4 研究開発の事業評価

事後評価として、期中の評価及び終了時の評価を実施する。

(1) 期中の評価

ア 評価の対象及び実施時期

原則として、政策評価法第7条第2項第2号及び施行令第2条により評価を義務付けられた、独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究及び国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発で、未着手の研究開発課題及び未了の研究開発課題を対象とし、以下の時期に実施する。ただし、社会経済情勢の変化等により必要と認められるときは、適切な時期に評価を実施するものとする。

- ① 未着手の研究開発課題にあつては、研究開発課題の採択から未着手のまま5年を経過した時点
- ② 未了の研究開発課題にあつては、研究開発課題の採択から未了のまま10年を経過した時点
- ③ 対象となる研究開発課題が10年を超えて継続する場合、直前に期中の評価を実施した年度から起算して5年ごと

なお、研究制度についても、研究開発課題と同様に評価を実施する。

イ 取組方針

中間評価に当たっては、以下の評価項目について点検し、プロジェクト研究等の成果、課題全体の構成及び課題内容等について評価し、当該プロジェクト研究等の各課題の継続の可否、変更等に反映させる。

- ① 研究の科学的な意義、社会的・経済的な効果
- ② 投入した（する）研究資源の妥当性

- ③ 研究計画・実施体制の妥当性
- ④ 研究計画の達成度、今後の達成可能性
- ⑤ 研究成果の実績・インパクト（普及性・波及性）

（2）終了時の評価

ア 評価の対象

以下の研究開発課題及び研究制度のうち総事業費10億円以上のものを対象とする。

- ① 独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究開発課題
- ② 国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発課題
- ③ 研究制度

イ 実施時期

原則として、アの①及び③については終了年度の前年度、アの②については終了年度に実施する。ただし、これ以外の時期においても、社会経済情勢の変化等により評価の実施主体が必要と認めた場合には実施する。

ウ 取組方針

終了時の評価に当たっては、以下の評価項目について点検し、達成度及び成果について総括評価を行うとともに、成果の活用、普及方法、今後取り組むべき研究開発課題及び研究制度について検証する。

- ① 研究の科学的な意義、社会的・経済的な効果
- ② 投入した研究資源の妥当性
- ③ 研究計画・実施体制の妥当性
- ④ 研究目標の達成度
- ⑤ 研究成果の実績・インパクト（普及性・波及性）

5 租税特別措置等の事業評価

（1）評価の対象

基本方針 I 5カにより評価を行うこととされた法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策並びに評価を行うよう努めるとされたその他の税目関係の租税特別措置等に係る政策を対象とし、実施計画において示すこととする。

（2）実施時期

基本方針 I 5カにより評価を行うこととされた法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等にかかる政策については、3年から5年に1回の頻度で定期的に評価を実施する。なお、これらの回数には、事前評価を含むものとする。

（3）取組方針

租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドラインを踏まえ、以下の点等

に留意しつつ分析することとする。

- ① 租税特別措置等の目的、内容及び必要性
- ② 適用数、減収額
- ③ 減収額を是認するような効果
- ④ 補助金等の政策手段と比しての相当性

第8 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

- 1 政策評価法第3条により、政策評価の客観性を確保し、多様な意見の反映を図るとともに、評価手法及び透明性の向上を図ることを目的として、学識経験を有する者の知見を活用するための農林水産省政策評価第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）を設置し、必要に応じて開催するものとする。
- 2 第三者委員会は、農林水産大臣が委嘱した委員により構成する。
- 3 農林水産省各局庁の長及び地方支分部局の長は、技術的・専門的な知見が必要な場合、1の第三者委員会に代えて、評価の対象とする政策・事業の性質、評価方式等に応じて、第三者から成る技術検討会又は次のような方法により、第三者等の知見の活用を図ることができる。
 - ① 学識経験者等からの意見聴取
 - ② 学識経験者等により構成される研究会等の開催
 - ③ 外部研究機関等の活用
- 4 3の技術検討会は、各局庁の長及び地方支分部局の長が開催する。
- 5 第三者委員会等の構成及び運営等に関し必要な事項については、別紙2のとおりとする。

第9 政策評価の結果の政策への反映に関する事項

政策評価の結果の政策への反映に当たっては、概算要求、税制改正要望等、政策決定に関するスケジュールに配慮し、適切なタイミングで行うものとする。

- 1 実績評価にあつては政策分野主管課が、総合評価にあつては評価を行った部局が、公共事業の事業評価にあつては事業主管課が、研究開発の事業評価にあつては農林水産技術会議事務局等が、規制の事前評価にあつては法令所管課が、租税特別措置等の事業評価にあつては租税特別措置等所管課が、当該評価の結果とこれに基づく措置の内容を記述した政策評価の結果の政策への反映状況を取りまとめ、政策評価結果反映状況案を作

成する。

- 2 広報評価課は、政策評価結果反映状況案について審査する。広報評価課長は、必要に応じて調整部局（予算、法令、組織・定員、税制及び金融に関する農林水産省全体の調整を担当する課をいう。）、各局庁の政策分野主管課、事業主管課、農林水産技術会議事務局、法令所管課、租税特別措置等所管課等からヒアリングを行うものとする。
- 3 広報評価課は、評価結果の反映状況について審査をした後、それを農林水産省としての決定手続を経て、公表する。
- 4 なお、公共事業及び研究開発の事業評価の評価結果の政策への反映に当たっては、評価対象となった個別の事業地区又は研究課題に対する反映のみならず、公共事業又は研究開発に係る施策・制度の改善、今後の公共事業や研究開発の在り方の検討等を含むものとする。
- 5 また、政策評価を適切に政策に反映するよう、重要な政策決定が行われる際にできる限り評価結果に基づいた議論を行うとともに、概算要求、税制改正要望等の際には政策評価担当組織と予算、税制等取りまとめ部局が合同ヒアリングを行うなど、政策評価担当組織は、予算、税制等取りまとめ部局との連携を強化する。

第10 インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する事項

- 1 政策評価に関する公表は、農林水産省ホームページへの掲載、窓口での配布、広報拠点への備置き、報道発表等、国民が容易に公表内容を入手できる方法で行うものとする。
- 2 評価結果の公表に当たっては、政策評価の透明性や国民からの評価結果の検証可能性を確保する観点から、第三者委員会の資料及び議事録をはじめとした関連文書、評価の基礎となったデータ又はその所在に関する情報、第三者等から聴取した意見とその反映内容も併せて公表する。

第11 その他政策評価の実施に関し必要な事項

1 評価手法の改善等

- (1) 我が国においては、いまだ政策評価の実施手法が確立されていないことにかんがみ、政策評価については、今後、試行錯誤をおそれずに評価を実施し、より良い内容に改めていくものとする。

(2) 広報評価課は、各局庁の政策評価担当課、政策分野主管課、事業主管課、農林水産技術会議と連携して、次の点を中心に評価手法等の改善を検討し、可能なものについては逐次実施する。

- ① 政策目的により合致し政策効果に着目した定量的な目標の設定
- ② 個々の政策手段ごとの効果の定量的な把握など、政策分野の特性により適した評価手法等の開発
- ③ 政府全体で行う政策評価との整合性の確保
- ④ 事後の段階で類似事業の評価手法の共通化を図るなど、事前評価結果の妥当性の検証を含めた費用対効果分析等の事業評価に係る手法の改善
- ⑤ 研究によって開発された主要な技術のうち研究終了後一定期間を経過したものについて、そのもたらす波及効果を把握するなどによる研究開発の評価手法の改善
その際、農林水産政策研究所は、大臣官房政策課及び広報評価課の指導の下、政策評価に関する調査研究について積極的に取り組むものとする。

また、評価手法等の改善を検討するに当たっては、寄せられる国民の意見を踏まえるほか、第三者委員会等を活用する。

2 評価書の作成及び政策評価結果の反映状況の通知

政策評価法第10条に規定する評価書を作成し、また、政策評価法第11条に規定する政策への反映状況の通知を行う際には、評価結果又は政策への反映状況を迅速かつ分かりやすく国民に周知できるよう、広報評価課は、必要な手続を定める。

3 国民の意見・要望を受け付けるための窓口の整備

政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、広報評価課とし、文書によるほか、農林水産省ホームページにおいても、政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口を開設し、常時受け付ける。

また、寄せられた意見・要望については、必要な措置を講ずるとともに、その結果を、ホームページ上において公表する。

お問合せ先

農林水産省大臣官房広報評価課評価班

〒100-8950

東京都千代田区霞が関1-2-1

代表：03-3502-8111（内3256）

ダイヤルイン：03-3502-5523

F A X：03-5512-7688

御意見・御要望の窓口：<http://www.maff.go.jp/j/assess/index.html>

4 その他の事項

(1) 政策評価を効率的・効果的に機能させていくため、政策評価を担当する職員の人材の確保とその評価能力の向上に積極的に取り組む。

また、政策評価の積極的な推進により無駄の削減にも貢献していくことを機会を捉えて周知し、職員の意識の向上に努める。

(2) この基本計画に定めるもののほか、具体的な評価対象の選定基準など毎年の評価の実施の詳細については、別に定める。

また、公共事業又は研究開発について、評価手法、評価の実施手順等を総括的に定める必要がある場合は、評価に係る要領等を定めることとし、その策定手続については、第5の3の公共事業の事業評価及び4の研究開発の事業評価に関する規定を準用する。

公共事業及び研究開発の事業評価の評価結果の公表時期

	公共事業	研究開発
事前評価	原則として、事業を採択する時とする。ただし、個別の地区について予算の概算要求を行う事業については、概算要求書を財務省へ提出する時とする。	原則として、研究開発課題を採択する時とする。ただし、個別に予算の概算要求を行う研究開発課題及び研究制度については、概算要求書を財務省へ提出する時とする。
期中の評価	原則として、個別の地区について予算の概算要求を行う事業については、概算要求書を財務省へ提出する時とし、これ以外については3月末とする。	原則として、個別の研究開発課題及び研究制度について予算の概算要求を行う事業については、概算要求書を財務省へ提出する時とし、これ以外については3月末とする。
完了後の評価 (終了時の評価)	原則として、国及び独立行政法人が事業実施主体となる事業については8月末とし、これ以外が事業実施主体となる事業については3月末とする。	原則として、3月末とする。

農林水産省政策評価第三者委員会等について

第1 委員構成

- 1 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づいて、学識経験を有する者の知見の活用を図るため、評価する政策の企画又は立案に関与した者以外の第三者である農林水産業関係者、政策評価関係者、消費者、産業界関係者、マスコミ関係者、公認会計士及び弁護士等から選任する10名以内の委員により構成する。
- 2 委員からの要請により参考人を招致することができる。

第2 委員の任期及び選任の基本原則

- 1 委員は、非常勤とする。
- 2 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。また、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の改選に当たっては、議論の活性化と継続性維持の観点から、新たな委員を少なくとも50%程度選任する。
- 4 経済・社会全般や食料・農業・農村、林野、水産等の各政策分野において、積極的に論じられる者を選任する。
- 5 委員に占める女性の比率を30%以上とする。
- 6 委嘱時において、70歳以上の者は選任しない。
- 7 特定の利害関係がある者及び団体による推薦を受けない。
- 8 国又は都道府県その他の関係行政団体に属する者は選任しない。
- 9 評価する政策を調査審議した食料・農業・農村政策審議会、林政審議会及び水産政策審議会の委員は選任しない。
- 10 委嘱時において、3を超える審議会等（国家行政組織法第8条並びに内閣府設置法第37条及び第54条の審議会等をいう。）の委員に就任している者は選任しない。
- 11 委員が任期中に8から10までのいずれかの規定により委員に選任できない者に該当するに至ったときは、その委員を解任する。

第3 運営

- 1 農林水産省政策評価第三者委員会の事務は、大臣官房広報評価課が行う。
- 2 会議は、公開とする。ただし、当該会議が政策等の決定・公表の前に行われる場合にあつては、この限りでない。
- 3 会議の資料は、会議終了後、ホームページ等により公表する。ただし、当該会議が政策等の決定・公表の前に行われる場合にあつては、当該政策等の決定・公表の後とする。

- 4 会議の議事録については、委員による内容の確認・了承を得た上で、当該会議終了後、ホームページ等により公表する。ただし、当該会議が政策等の決定・公表の前に行われる場合にあっては、当該政策等が決定・公表された後とする。
- 5 2から4までの規定にかかわらず、個人の権利又は利益を害し、又は害するおそれのある場合、企業秘密に触れ、又は触れるおそれがある場合等は、委員の了承を得た上で会議を非公開とし、及び会議資料を非公表とすることができる。

第4 技術検討会

- 1 各局庁及び地方支分部局の長は、政策評価に当たり技術的・専門的な知見が必要な場合、第三者から成る技術検討会を事務的に開催することができる。
- 2 委員の選任に当たっては、技術的・専門的な知見を有する者が多くないことが想定されることから、上記第2の規定を基本としつつ、学識経験者、公認会計士等から6名以内の委員を選任するよう努める。
- 3 技術検討会の運営に当たっては、第3の2から5までの規定を準用する。
- 4 各局庁及び地方支分部局の長は、事業の類似性その他の必要に応じ、共同して技術検討会の開催及び運営を行うことができる。
- 5 農林水産省政策評価第三者委員会の委員は、技術検討会に参加することができる。
- 6 技術検討会の委員及び運営の詳細については、各局庁及び地方支分部局の長が別に定めるものとする。